

●都道府県連合会模範定款例

〔昭和39年1月23日39農経B第183号農林事務次官依命通知〕

改正 昭和39年5月39農経B第2132号、40年7月40農経B第2431号・40農経B第2660号、41年10月41農経B第3894号、42年2月6日42農経B第314号、43年4月43農経B第1068号・43農経B第1117号・5月43農経B第1776号、44年2月12日44農経B第339号・8月4日44農経B第2193号、45年4月1日45農経B第1029号、46年12月25日46農経B第2930号、48年2月15日48農経B第212号・4月18日48農経B第730号、49年2月8日49農経B第201号、51年12月1日51農経B第3153号、53年7月7日53農経B第261号、54年2月24日54農経B第520号、55年5月12日55農経B第1289号・11月29日55農経B第3593号、56年3月3日56農経B第389号、57年4月23日57農経B第1196号、58年9月27日58農経B第2553号、60年11月1日60農経B第3335号、63年3月17日63農経B第506号、平成元年10月3日元農経B第2685号、5年7月30日5農経B第1968号・10月8日5農経B第2376号・6年1月11日5農経B第3528号・4月18日6農経B第1198号、11年2月3日11農経B第192号、12年6月12日12農経B第1231号、13年1月5日12農経A第1768号、14年4月1日13経営第7020号、15年3月31日14経営第7337号、16年1月9日15経営第5367号、22年4月2日21経営第7204号、30年2月9日29経営第3010号、令和2年7月17日2経営第791号、令和7年5月9日7経営第395号

〇〇県（都道府）農業共済組合連合会定款

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 組織

第1節 会員（第9条～第13条）

第2節 総会（第14条～第29条）

第3節 役員及び職員（第30条～第45条）

第3章 財務（第46条～第55条）

第4章 雑則（第56条・第57条）

附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この連合会は、農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づき、この連合会の会員たる農業共済組合及び法第107条第1項の共済事業を行う市町村（以下「共済事業を行う市町村」という。）がその行う共済事業によってその組合員又は共済事業を行う市町村との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者（以下「組合員等」と総称する。）に対して負う共済責任を相互に保険することを目的とする。

（名称）

第2条 この連合会は、〇〇県（都道府）農業共済組合連合会という。

（区域）

第3条 この連合会の区域は、〇〇県（都道府）の区域とする。

（事務所の所在地）

第4条 この連合会の事務所は、〇〇県（都道府）〇〇市に置く。

2 この連合会は、必要があるときは、出張所を設けることができる。

（事業）

第5条 この連合会は、次に掲げる種類の事業を行うものとする。

（1）会員たる組合等（第9条に規定する「組合等」をいう。）がその行う農作物共済、家畜共済、果樹共済（〇〇〇及び〇〇に係る収穫共済並びに〇〇〇及び〇〇に係る樹体共済に限る。以下同じ。）、畑作物共済（〇〇〇及び〇〇に係る畑作物共済に限る。以下同じ。）及び園芸施設共済によってその組合員等に対して負う共済責任並びに会員たる農業共済組合がその行う任意共済（建物共済、農機具共済及び保管中農産物補償共済に限る。以下同じ。）によってその組合員に対して負う共済責任を相互に保険する事業

（2）建物共済、農機具共済及び保管中農産物補償共済

（備考）

- 1 第1号中「果樹共済」の下括弧内の「〇〇〇」及び「〇〇」には、法第98条第1項第4号又は第5号の果樹のうち、連合会がその行う収穫共済又は樹体共済に係る保険事業において対象とする果樹を規定し、収穫共済又は樹体共済に係る保険事業を行わない連合会にあっては、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 第1号中「畑作物共済」の下括弧内の「〇〇〇」及び「〇〇」には、法第98条第1項第6号の農作物又は蚕繭のうち、連合会がその行う畑作物共済に係る保険事業において対象とする農作物又は蚕繭を規定し、畑作物共済に係る保険事業を行わない連合会にあっては、不要の部分を削ること。
- 3 園芸施設共済に係る保険事業を行わない連合会にあっては、第1号中不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。
- 4 任意共済に係る保険事業の全部又は一部を行わない連合会にあっては、第1号中不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。
- 5 連合会が、法第163条第2項の規定により、総会の議決を経て、任意共済事業を行う場合にあっては第2号を設けるものとし、任意共済事業の全部又は一部を行わない連合会にあっては、この号又はこの号中の不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

（事業年度）

第6条 この連合会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（公告の方法）

第7条 この連合会の公告は、インターネットを利用してこの連合会のホームページ（<https://〇〇〇〇>）に掲載し公衆の閲覧に供する方法によりこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって会員に通知し又は〇〇新聞に掲載するものとする。

（備考）

やむを得ずホームページに掲載して公告を行うことが困難な場合にあつては、第1項を次のように規定すること。

この連合会の公告は、この連合会の事務所の掲示板に掲示してこれをする。

(残余財産の帰属)

第8条 この連合会が解散（法第91条第2項の合併（以下「特定合併」という。）、破産による解散及び法第65条第4項の権利義務の承継による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属先は、〇〇とする。

(備考)

「〇〇」には、全国農業共済組合連合会等の農業共済団体の名称又は国を規定するか、「解散時まで、法第3条の農業共済団体又は国のうちから、総会の議決を経て指定するもの」とする。

第2章 組 織

第1節 会 員

(会員の資格)

第9条 この連合会の会員たる資格を有する者は、この連合会の区域の一部をその区域とする農業共済組合及び共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）とする。

2 前項の組合等は、全て、この連合会の会員となる。

(議決権及び選挙権)

第10条 この連合会の会員は、各1個の議決権及び役員の選挙権を有する。

(備考)

会員に対して複数の議決権及び役員の選挙権を与える連合会にあつては、この条に次のただし書を加える。

ただし、別表第〇の上欄に掲げる会員は、それぞれ当該下欄に掲げる数の議決権及び役員の選挙権を有する。

(会員名簿)

第11条 この連合会に、次に掲げる事項を記載した会員名簿を備える。

(1) 会員の名称（会員たる農業共済組合にあつては、その代表権を有する者の氏名を含む。）、住所（会員たる共済事業を行う市町村にあつては、その事務所の所在地）及び次条第1項の規定による通知があったときはその場所

(2) 加入の年月日

(3) 共済目的の種類（家畜共済にあつては法第144条第1項に規定する共済目的の種類、園芸施設共済にあつては共済目的をいう。以下同じ。）

(備考)

会員に複数の議決権及び役員の選挙権を与える連合会にあつては、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加えること

(3) 議決権及び役員の選挙権の数

(会員に対する通知又は催告)

第12条 この連合会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所（会

員たる共済事業を行う市町村にあつては、その事務所の所在地)に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を通知したときは、その場所に宛ててするものとする。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(脱退)

第13条 会員は、次に掲げる事由によって脱退する。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 解散(会員たる共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の全部の廃止)

第2節 総 会

(理事の総会の招集)

第14条 理事は、毎事業年度1回4月又は5月に通常総会を招集する。

2 理事は、次の各号に掲げる場合には、総会を招集する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 会員が総会員の5分の1以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したとき。

(3) 会員が、第38条第1項の規定により役員の改選を請求したとき。

3 理事は、前項第2号の請求があつたときは、その請求のあつた日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(備考)

第24条で会員の議決権を電磁的方法により行うことができることとする場合には、第4項及び第5項として次のように定めること。

4 会員は、第2項第2号の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、次の各号に掲げるもの。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と連合会の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

5 前項前段の電磁的方法(前項第2号で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

(監事の総会の招集)

第15条 次の各号に掲げる場合には、監事が総会を招集する。

(1) 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条第2項第2号若しくは第3号の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないとき。

(2) 監事が、財産の状況又は業務の執行について不正の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めたとき。

(総会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業規程の変更
- (3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (4) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案
- (5) 借入金（一時借入金を除く。）をする場合には、その方法、利息の利率及び償還方法
- (6) 任意共済に係る保険事業によって負う保険責任又は事業規程に規定する事業によって負う共済責任の全国農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）等への出再の方法
- (7) 農漁業保険審査会の審査の申立て
- (8) 役員の報酬
- (9) 特定合併
- (10) 解散
- (11) 清算人の選任
- (12) 解散による財産処分の方法又は決算報告書の承認

(備考)

任意共済に係る保険事業又は共済事業を行わない連合会にあっては、第6号を削る等所要の手直しを行うこと。

(総会招集の通知)

第17条 総会の招集は、その会日から10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を会員に通知して行うものとする。

(議決事項の制限)

第18条 総会では、前条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。

ただし、法令又はこの定款の規定により特別議決を要する事項を除き、緊急を要する事項及び軽微な事項については、この限りでない。

(定足数)

第19条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 前項に規定する会員の出席がないときは、理事又は監事は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず議事を開き議決することができる。ただし、第22条に規定する議決については、この限りでない。

(議長)

第20条 議長は、総会において総会に出席した会員の代表者のうちから会員がこれを選任する。

2 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(普通議決)

第21条 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決)

第22条 第16条第1号、第9号及び第10号に掲げる事項に係る議決は、前条の規定にかかわらず、その議決権の3分の2以上の多数によるものとする。

(続行又は延期)

第23条 総会の会日は、総会の議決によりこれを続行し、又は延期することができる。

2 前項の規定により続行され、又は延期された総会には、第17条の規定を適用しない。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第24条 会員は、総会において第17条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。

2 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行おうとする会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、総会の会日の前日までにこの連合会に提出しなければならない。

4 代理人は、代理権を証する書面をこの連合会に提出しなければならない。

(備考)

会員の議決権を電磁的方法により行うことができることとする場合及び代理人の代理権を電磁的方法により証明することができることとする場合には、第4項を第5項とし、第4項及び第5項を次のように定めること。

4 会員は、第1項及び前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの連合会に提出しなければならない。この場合において、代理人は、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(議決権を有しない場合)

第25条 会員は、総会においてこの連合会と当該会員の関係について議決を行う場合においては、当該議決については議決権を有しない。

(議事録の作成)

第26条 総会においては、会議の議事録を作り、次に掲げる事項を記載し、これに議長及び議長の指名した出席者2人以上が署名又は記名押印するものとする。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 会員及びその議決権の総数並びに出席した会員及びその議決権の総数

(3) 議事の要領

(4) 議決した事項及び賛否の数

(備考)

会員が2の連合会にあつては、「2名以上」とあるのは「1名」と改めること。

(書類の備置き及び閲覧)

第27条 理事は、定款、事業規程、総会の議事録及び会員名簿を事務所に備えて置かなければならない。

2 会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第28条 理事は、通常総会の会日から1週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、かつ、これらを事務所に備えて置かなければならない。

2 会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

3 第1項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

4 前項の監事の意見書は、これを記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものとする。）の添付をもって、監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、監事の意見書を添付したものと見なす。

(総会議事運営規則)

第29条 法令又はこの定款に定めるもののほか、総会の議事の運営に関し必要な事項は、総会議事運営規則で定める。

2 前項の総会議事運営規則は、総会において定める。

第3節 役員及び職員

(役員の定数)

第30条 この連合会に、次の役員を置く。

(1) 理事 ○人

(2) 監事 ○人

2 前項第1号の理事の定数のうち少なくとも○人は、会員たる農業共済組合の役員又は会員たる共済事業を行う市町村の職員でなければならない。

(備考)

1 役員の定数については、理事5人以上、監事2人以上で各連合会の事業の実態に応じて規定すること。

2 第2項中「○人」は、理事の定数の4分の3に相当する数（当該数に端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げた数）を記入すること。

(役員の選挙)

第31条 役員は、附属書役員選挙規程の定めるところにより、会員が総会において選挙する。

(備考)

役員を選任の方法で選ぶ連合会にあっては、この条を次のように規定すること。

(役員を選任)

第31条 役員は、附属書役員選任規程の定めるところにより、会員が総会において選任する。

(会長及び副会長)

第32条 理事は、会長及び副会長各1人を互選するものとする。

2 会長は、この連合会を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐してこの連合会の業務を掌理する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理し、又はその職務を行い、会長及び副会長に事故があるときは理事の互選によりその職務を代理する者又はその職務を行う者1人を定める。

(備考)

専務理事を置く連合会にあっては、この条を次のように規定すること。また、常務理事を置く連合会にあっては、「専務理事」とあるのを「常務理事」に改めること。

(会長、副会長及び専務理事)

第32条 理事は、会長、副会長及び専務理事各1人を互選する。

2 会長は、この連合会を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐してこの連合会の業務を掌理する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐してこの連合会の業務を掌理する。

5 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理し、又はその職務を行い、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、専務理事がその職務を代理し、専務理事にも事故があるとき又は欠けたときは、理事の互選によりその職務を代理する者又はその職務を行う者1人を定める。

(理事会)

第33条 この連合会の事業の運営について、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決定する。

(1) 業務を執行するための方針に関する事項

(2) 総会の招集及びこれに付議すべき事項の決定

(3) 役員選挙に関する事項

(4) 固定資産の取得又は処分に関する事項

(5) 参事その他の職員の任免に関する基本的事項

(6) 余裕金の運用に関する事項

(7) 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項（第16条の規定により総会に付議すべき事項を除く。）

(備考)

役員を選任の方法で選ぶ連合会にあっては、第3号中「選挙」とあるのは「選任」と改めること。

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の議事は、理事の過半数でこれを決する。
- 3 理事会の議長は、会長とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会運営規則で定める。
- 5 前項の理事会運営規則は、理事会において定める。

(監事の職務)

第35条 監事は、次の職務を行う。

- (1) この連合会の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行につき不正の点があることを発見したときは、総会及び農林水産大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
- 2 監事は、少なくとも毎事業年度2回、前項第1号及び第2号の監査を行い、その結果につき総会及び理事会に報告し意見を述べなければならない。
 - 3 前2項に規定するもののほか、監査について必要な事項は監事監査規則で定める。
 - 4 前項の監事監査規則は、監事が定め、総会の承認を受けるものとする。

(役員の任期)

第36条 役員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

- 2 定数の補充又は第38条第1項の規定による改選により就任した役員の任期は、前項の規定にかかわらず、退任した役員の残任期間とする。ただし、全員の改選により、就任した役員の任期については、3年とし、就任の日から起算する。
- 3 役員の数、その定数を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任の役員が就任するまで、なおその職務を行う。

第37条 役員は、その任期満了前に、附属書役員選挙規程第1条第2号から第4号までに掲げる者となったときは、退任する。

(備考)

役員を選任の方法で選ぶ連合会にあっては、「役員選挙規程第1条」とあるのは「役員選任規程第5条」と改めること。

(役員の改選)

第38条 役員は、総会員の5分の1以上の請求により、任期中でも総会においてこれを改選することができる。

- 2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は事業規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面をこの連合会に提出してしなければならない。

4 前項の規定による書面の提出があったときは、この連合会は、総会の会日から7日前までに、役員に対し、その書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

(役員の義務及び責任)

第39条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、事業規程及び総会の議決を遵守し、この連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠ったときは、その役員は、この連合会に対して連帯して損害賠償の責任を負う。

3 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責任を負う。重要な事項につき、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは不足金処理案に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

(役員の兼職禁止)

第40条 理事は、監事又は職員と、監事は、理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の代表権)

第41条 この連合会が理事と契約をするときは、監事がこの連合会を代表する。この連合会と理事との訴訟についても、また同様とする。

(役員の報酬)

第42条 役員には報酬を支給する。

(参事その他の職員)

第43条 この連合会に参事その他の職員を置く。

2 参事の選任及び解任は、理事の過半数によって決する。

3 職員（参事を除く。）の任免は、会長が理事会の承認を得て行う。

4 参事は、理事会の決定により、この連合会の事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を理事に代わって行う権限を有する。

5 職員は、参事の指揮を受けて、この連合会の事務に従事する。

(参事の解任請求)

第44条 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て、理事に対し、参事の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 前項の規定による書面の提出があったときは、理事は、当該参事の解任の可否を決するものとする。

4 理事は、前項の可否を決する日の7日前までに当該参事に対して第2項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるものとする。

(職員の給与及び退職給与金)

第45条 職員に対する給与は、職員給与規則の定めるところによる。

- 2 職員が退職するときは、この連合会は、職員退職給与規則の定めるところにより、これらの者に対し、退職給与金を支給する。
- 3 この連合会は、前項の退職給与金に充てるため、同項の職員退職給与規則の定めるところにより、毎事業年度退職給付引当金を積み立てるものとする。
- 4 第1項の職員給与規則及び第2項の職員退職給与規則は、会長が理事会の承認を得て定め、更に総会の承認を受けるものとする。

(備考)

顧問を置く連合会にあっては次の1条を加える等所要の手直しを行うこと。

(顧問)

第45条の2 この連合会に、顧問を置く。

- 2 顧問は、学識経験を有する者のうちから会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問には、総会の議決により報酬を支給する。

第3章 財 務

(勘定区分)

第46条 この連合会の会計は、次の勘定に区分して経理する。

- (1) 農作物共済に関する勘定
 - (2) 家畜共済に関する勘定
 - (3) 果樹共済に関する勘定
 - (4) 畑作物共済に関する勘定
 - (5) 園芸施設共済に関する勘定
 - (6) 任意共済（農機具更新共済を除く。以下この章において同じ。）に関する勘定
 - (7) 農機具更新共済に関する勘定
 - (8) 家畜診療所に関する勘定
 - (9) 業務の執行に要する経費に関する勘定
- 2 第5条第2号に規定する事業に係る経理は、前項第6号又は第7号の勘定に含めて行う。

(備考)

実施しない保険事業のある連合会又は家畜診療所を設置しない連合会にあっては、当該勘定を削除する等所要の手直しを行うこと。

(支払備金の積立て)

第47条 この連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、支払備金として、次に掲げる金額の合計金額から政府及び全国連合会その他出再先から受けるべき再保険金及び再保険料の返還金の合計金額に相当する金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

- (1) 保険金の支払又は保険料の返還をすべき場合であって、まだその金額が確定していないものがあるときは、これらの金額の見込額
- (2) 保険金の支払又は保険料の返還に関して訴訟係属中のものがあるときは、これらの金額

(責任準備金の積立て)

第48条 この連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、責任準備金として、共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下この条において同じ。）が翌事業年度以降にわたる共済関係に係る保険事業について、それぞれ次に掲げる金額を積み立てるものとする。

- (1) 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済については、当該事業年度の保険料の額から政府に支払う再保険料の額及び保険金の仮渡額（政府から再保険金の概算払を受けた場合にあつては、当該仮渡額から再保険金の概算払の額を差し引いて得た金額）の合計金額を差し引いて得た金額
- (2) 家畜共済又は園芸施設共済については、当該事業年度の保険料の額から政府に支払う再保険料の額を差し引いて得た金額のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額
- (3) 任意共済については、当該事業年度の保険料の額（当該保険料の額から全国連合会その他出再先の再保険に係る支払再保険料に充てられた額を除く。）のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額
- (4) 農機具更新共済については、前号に掲げるもののほか、当該事業年度の保険料のうち共済責任の終了又は満了に伴う減価共済金の支払に充てるための金額及びまだ経過しない共済責任に係る前保険料がある場合はその金額

2 前項第2号又は第3号のまだ経過しない共済責任期間に対する金額は、当該共済責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まったものとみなして月割でこれを計算する。

3 第1項第4号の金額は、当該共済責任期間がその始期の属する月の16日から始まったものとみなして、共済責任期間中の予定利息を加味して計算する。

4 この連合会の行う第5条第2号に規定する事業に係る責任準備金については、第1項第3号及び第4号並びに前2項の規定を準用する。

(備考)

実施しない保険事業のある連合会にあつては、当該保険事業に係る規定を削る等所要の手直しを行うこと。

(不足金填補準備金の積立て)

第49条 この連合会は、不足金填補準備金として、第46条第1項第1号から第7号までに掲げる勘定ごとに、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金の額の2分の1に相当する金額を積み立てるものとする。

(備考)

1 「2分の1」とあるのは2分の1を超える割合に改めてもよい。

2 実施しない保険事業のある連合会にあつては、当該保険事業に係る勘定を削る等所要の手直しを行うこと。

(不足金填補準備金の保険金支払への充当)

第50条 この連合会は、第46条第1項第1号から第7号までに掲げる勘定ごとに、保険金の支払に不足を生ずる場合には、当該勘定の不足金填補準備金をその支払に充てるものとする。

(備考)

実施しない保険事業のある連合会にあつては、当該保険事業に係る勘定を削る等所要の手直しを行うこと。

(特別積立金の積立て)

第51条 この連合会は、特別積立金として、第46条第1項第1号から第7号までに掲げる勘定ごとに、毎事業年度の剰余金の額から不足金填補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

(備考)

実施しない保険事業のある連合会にあっては、当該保険事業に係る勘定を削る等所要の手直しを行うこと。

(特別積立金の取崩し)

第52条 この連合会は、第46条第1項第1号から第7号までに掲げる勘定ごとに、保険金の支払に不足を生ずる場合であって、当該勘定の不足金填補準備金をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合には、当該勘定の特別積立金を保険金の支払に充てるものとする。

2 この連合会は、第46条第1項第1号から第7号までに掲げる勘定ごとに、毎事業年度、保険金の支払に不足を生ずる場合以外の場合であって、当該勘定の不足金填補準備金を不足金の填補に充ててもなお不足金を生ずる場合には、当該勘定の特別積立金を当該不足金の填補に充てることのできるものとする。

3 この連合会は、総会の議決を経て、特別積立金を法第172条において準用する法第126条後段の費用並びに法第172条において準用する法第127条及び法第128条第1項の施設（損害防止のために必要な施設に限る。）をするのに必要な費用の支払に充てることのできるものとする。

4 この連合会は、会員から、農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第33条第1項の規定による交付金の請求があったときは、特別積立金を当該交付金の交付に充てるものとする。

(備考)

実施しない保険事業のある連合会にあっては、当該保険事業に係る勘定を削る等所要の手直しを行うこと。

(家畜診療所勘定の剰余金の繰越し)

第53条 この連合会は、第46条第1項第8号の勘定について剰余が生じたときは、当該勘定において繰り越すものとする。

(備考)

家畜診療所を設置しない連合会にあっては、本条を削除する等所要の手直しを行うこと。

(業務勘定の残金の繰延べ)

第54条 この連合会は、第46条第1項第9号の勘定について残金が生じたときは、翌事業年度の業務の執行に要する経費に充てるため繰り延べるものとする。

(余裕金の運用)

第55条 この連合会の余裕金の運用は、次の方法によるものとする。

- (1) 総会において定めた金融機関への預貯金
- (2) 総会において定めた信託業務を営む金融機関又は信託会社への金銭信託
- (3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、一般担保付きの社債券、公社債投資信託の受益証券又は貸付信託の受益証券

(4) 独立行政法人農林漁業信用基金への金銭の寄託

2 前項の規定による余裕金の運用は、同項各号の運用方法につき、それぞれ理事会において決定した額を限度として行うものとする。

第4章 雑 則

(抛出金の払戻し)

第56条 この連合会は、会員たる農業共済組合の組合員が脱退したとき、又は会員たる共済事業を行う市町村との間に存する共済関係の全部が消滅した者があるときで、当該会員から当該組合員又は当該市町村との間に存する共済関係の全部が消滅した者が納付した抛出金の払戻しに充てるために必要な額の資金を交付すべきことの申請があったときは、当該請求に係る額の資金を当該会員に交付する。

2 前項の申請書には、会員たる農業共済組合の組合員又は会員たる共済事業を行う市町村との間に存する共済関係の全部が消滅した者の抛出の詳細を記載した書類、その他必要な書類を添付しなければならない。

(抛出金払戻し準備金)

第57条 この連合会は、会員が農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成11年法律第69号）による廃止前の農業共済基金法（昭和27年法律第202号。以下「廃止前基金法」という。）第46条第1項の規定により徴収した抛出金の額と会員が農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和45年法律第79号）による改正前の廃止前基金法（以下「旧基金法」という。）第47条第1項及び第2項の規定により徴収した特別抛出金の額とを合計して得た額から会員が廃止前基金法第49条第1項から第3項までの規定により払い戻した抛出金に相当する金額と会員が旧基金法第49条第1項から第3項までの規定により払い戻した特別抛出金に相当する金額とを合計して得た額を差し引いて得た額（以下「抛出金払戻し対象額」という。）の100分の10に相当する金額に達するまで、毎事業年度、抛出金払戻し対象額の100分の1に相当する金額以上の金額を抛出金払戻し準備金として積み立てるものとする。

【定款附属書】

〇〇県（都道府）農業共済組合連合会役員選挙規程

(被選挙権者)

第1条 次に掲げる者は、被選挙権を有しない。

(1) 未成年者

(2) 心身の故障のため職務を執行することができない者

(3) 破産者で復権のできない者

(4) 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(選挙の期日)

第2条 任期の満了による選挙は、当該任期の満了の日の60日前から7日前までの間に行う。

2 第16条の規定による再選挙又は第18条の規定による補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行う。

(選挙総会の通知及び公告)

第3条 この連合会は、選挙期日の10日前までに、各会員に選挙総会の通知をし、かつ、5日前までに選挙の公告をするものとする。

2 前項の通知及び公告には、選挙総会の日時、投票の時間及び場所、選挙する理事又は監事の数を記載するものとする。

3 選挙総会については、定款第19条の規定を準用する。

(役員の立候補等)

第4条 会員たる農業共済組合の役員又は会員たる共済事業を行う市町村の職員（以下「会員等」と総称する。）でなければ、理事又は監事に立候補することができず、会員でなければ、理事又は監事の候補者を推薦することができない。

2 理事又は監事に立候補しようとする者は、選挙期日の公告のあった日から選挙期日の3日前までの間に、その旨を書面をもってこの連合会に届け出なければならない。

3 理事又は監事の候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの連合会に届け出なければならない。

4 理事の候補者となった者は、同時に監事の候補者となることができず、監事の候補者となった者は、同時に理事の候補者となることができない。

5 この連合会は、理事又は監事の候補者となった者（以下「役員の候補者」という。）の住所及び氏名、理事又は監事の別並びに立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日総会の会場に掲示するものとする。

6 役員の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの連合会に届け出なければならない。

7 第5項の公告のあった日以後において前項の届出があった場合には、この連合会は、直ちにその旨を公告するものとする。

(選挙管理者等)

第5条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者並びに選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、会長が理事会の議決により、会員等の中から本人の承諾を得て、それぞれ指名する。

2 選挙管理者は開票管理者を、選挙立会人は開票立会人をそれぞれ兼ねることができる。

3 役員の候補者は、当該役員の選挙において選挙管理者、投票管理者及び開票管理者並びに選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることができない。

(投票管理)

第6条 投票管理者は、投票立会人の立会いのうえ、投票を管理し、投票の終了の時間において投票を締め切り、投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

(開票管理)

第7条 開票管理者は、前条の規定による投票箱の引渡しを受けたときは、遅滞なく、開票立会人の立会いのうえ、投票箱を開き、投票を点検し、投票の効力を決定して、得票者の氏名及び得票数を選挙管理者に報告しなければならない。

(選挙管理)

第8条 選挙管理者は、前条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人の立会いのうえ、その報告を調査し、各人の得票数を計算し、当選者を決定する。

2 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙終了後遅滞なく、それぞれの担当したところに従ってその次第を記載した選挙録、投票録及び開票録を作成し、これにそれぞれの立会人とともに署名又は記名押印し、選挙録には当選人及び平均当選得票数（選挙すべき理事又は監事の数でそれぞれの有効投票の総数を除して得た数をいう。以下同じ。）の6分の1以上の得票数を得た者で当選人とならなかったものの名簿を、投票録には投票者名簿を、開票録には有効無効に区別した投票紙をその他関係書類とともに添えてこの連合会に提出しなければならない。

3 第5条第2項の規定により選挙管理者が開票管理者を兼ねている場合には、開票に関する次第は、選挙録中にあわせて記載することができる。

4 第2項の規定により提出のあった書類は、少なくとも当該選挙にかかる役員の任期満了まで、この連合会において保存しなければならない。

(選挙の方法)

第9条 選挙は、投票により行うものとし、投票は、理事又は監事ごとに、1会員につき1票とする。

2 前項の投票は、所定の投票用紙に被選挙人1名の氏名を自書して無記名とするものとする。

3 会員は、候補者以外の者に投票することができる。

(備考)

1 会員に対して複数の役員の選挙権を与える連合会にあつては、第1項中「会員」の下に「(定款第10条ただし書の規定により2個以上の選挙権を有する会員にあつては選挙権1個)」を加える。

2 無投票当選制を採用する連合会にあつては、「被選挙人」とあるのは「候補者」と改め、第3項を削り、第1項に次のただし書を加えること。

ただし、候補者が選挙すべき当該理事又は監事の定数以内であるときは、投票は行わない。

(投票できない場合)

第10条 投票管理者が第6条の規定により投票を締め切ったときは、その後に投票することはできない。

2 会員名簿に記載されていない者は、投票することができない。

3 選挙権を有する者であつて選挙の通知を受けず、又は自己の氏名が会員名簿に記載されて

いないものは、第3条に規定する選挙期日の公告の日から選挙の期日の前日までの間に、この連合会に申し出なければならない。

4 前項の申出があったときは、選挙の通知又は会員名簿の記載があったものとみなす。

(投票の拒否)

第11条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならない。

(無効投票)

第12条 次に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 被選挙人の氏名以外の事項を記入したもの（職業、身分又は敬称の類を記入したものを除く。）

(3) 被選挙人が何者であるかを確認し難い氏名を記入したもの

(4) 被選挙権のない者の氏名を記入したもの

(5) 1投票中に被選挙人2人以上の氏名を記入したもの

(6) 第16条の規定による再選挙又は第18条の規定による補欠選挙の場合にあっては、それぞれ既に当選人となっている者の氏名又は現に役員である者の氏名を記載したもの

(7) 被選挙人の氏名を自書しないもの

(備考)

無投票当選制を採用する連合会にあっては、「被選挙人」とあるのは「候補者」と改めること。

(当選人)

第13条 有効投票の最多数を得た者以下所定の員数（会員等以外の理事の場合は、定数の4分の1）までの者を当選人とする。ただし、平均当選得票数の6分の1以上の得票数がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じ場合には、選挙管理者は、選挙立会人の立会のうえ、くじで定めるものとする。

3 理事と監事の選挙が同時に行われた場合において、役員の候補者が、理事と監事の双方に当選の資格を得たときは、その者が候補者である方に当選したものとみなす。

(備考)

無投票当選制を採用する連合会にあっては、第3項を次の例により規定すること。

3 第9条第1項ただし書の規定により投票を行わなかった場合は、当該候補者を当選人とする。

(当選人決定の通知及び公告)

第14条 当選人が決定したときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知しなければならない。

2 前項の通知を発した日から5日以内に当選を承諾する旨を記載した書面の提出がないときは、この連合会は、当選人が当選を辞したものとみなす。

3 前項の場合、当選人が被選挙権を失い、若しくは死亡した場合又は法第213条の規定による当選の取消しがあった場合には、選挙管理者は、直ちに前条の例によって当選人を定めな

ればならない。

- 4 選挙管理者は、第2項の期間満了の日の翌日当選人の住所及び氏名並びに理事又は監事の別を公告しなければならない。前項の規定により変更があったときも同様とする。

(就任)

第15条 当選人は、前条第4項の公告の日、前任者の任期満了の日の翌日又は当該選挙が農林水産大臣の認可を停止条件とする場合は認可のあった日の翌日のいずれか最も遅い日に、役員に就任するものとする。

(再選挙)

第16条 当選人がない場合、所定の員数に満たない当選人しか得られない場合（第14条第3項の規定により当選人を定めることができる場合を除く。）又は有効投票数が投票権者総数の5分の1に達しない場合には、不足する員数についての再選挙を直ちに行わなければならない。

2 前項の場合には、前条までの規定を準用する。

(役員の欠けた場合の繰上補充)

第17条 役員の欠員が当該役員の選挙の期日から6か月以内に生じた場合において、平均当選得票数の6分の1以上の得票数を得た者で当選人とならなかったものがあるときは、会長は、第13条の例により、当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第14条及び第15条の規定を準用する。

(補欠選挙)

第18条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めるときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3か月以内であるときは、理事が4人以下、監事が1人となったときを除き、次の総会まで補欠選挙を行わないことができる。

2 前項の場合には、前条までの規定を準用する。

【定款附属書】

〇〇県（都道府）農業共済組合連合会役員選任規程

(役員選任総会の期日)

第1条 役員の任期の満了による選任は、役員の任期満了の日の60日前から7日前までの間に行う。

2 第7条の規定による再選任又は第8条の規定による補欠選任は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行う。

(選任の方法)

第2条 役員は、総会の議決によって選任する。

2 前項の議決は、会員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数によらなければならない。

3 定款第19条第2項本文後段の規定は、第1項の規定による役員の選任については、適用しない。

(選任議案の提出)

第3条 役員の選任に関する議案は会長が総会に提出する。

2 会長は、役員の選任に関する議案を総会に提出するには、別表で定める区域ごとに、その区域内のこの連合会の会員の代表者であって、その区域内のこの連合会の会員を代表するものとして選ばれた者をもって構成する推薦会議において推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

3 2人以上の役員を選任する場合においては、役員に推薦された者につき、理事に推薦された者と監事に推薦された者とを区分するときを除き、区分して議案を作成してはならない。

(候補者の承諾)

第4条 推薦会議は、前条第2項の規定により役員の候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ、本人の承諾を得ておかななければならない。

(役員の候補者にするのできない者)

第5条 次に掲げる者は、役員の候補者としてすることができない。

(1) 未成年者

(2) 心身の故障のため職務を執行することができない者

(3) 破産者で復権のできない者

(4) 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(通知及び公告)

第6条 役員の選任に関する議案が総会において可決されたときは、会長は直ちに役員に選任されたもの（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所及び氏名並びに理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の公告の日、前任者の任期満了の日の翌日又は当該選任が農林水産大臣の認可を停止条件とする場合は認可のあった日の翌日のいずれか最も遅い日に、役員に就任するものとする。

(再選任)

第7条 被選任者が第5条第2号から第4号までの一に該当することとなったこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなかった場合、又は法第213条の規定による決議の取消しの結果、被選任者がなくなり、若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなかった場合は、その不足の員数につき再選任を行わなければならない。

2 前項の場合には、前条までの規定を準用する。

(補欠選任)

第8条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3か月以内であるときは、理事が4人以下、監事が1人となったときを除き、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

2 前項の場合には、前条までの規定を準用する。

別表

〇 〇 〇 地 区
〇 〇 〇 地 区

附 則

- 1 この定款は、昭和39年2月1日から施行する。
- 2 この定款第81条、第92条、第110条、第165条、第169条、第171条並びに第172条第3項及び第4項の規定は、昭和39年4月1日から適用するものとし、同年3月31日以前についてはなお改正前の定款（以下「旧定款」という。）第53条、第57条、第58条第1項及び第59条の規定の例によるものとする。
- 3 この定款第71条、第73条から第77条まで、第79条及び第80条の規定は、水稻及び陸稻については昭和39年産のものから、麦については、昭和40年産のものから適用するものとし、昭和38年以前の年産の水稻及び陸稻並びに昭和39年以前の年産の麦についてはなお旧定款第10条、第11条第1号、第12条、第13条第1号、第16条、第17条及び第18条の規定の例によるものとする。
- 4 この定款第166条から第168条まで、第170条、第172条第1項及び第2項、第173条並びに第174条の規定は、昭和39年度の決算に係る剰余金の処分又は不足分の処理から適用するものとし、昭和38年事業年度以前の決算及び決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理については、なお旧定款第54条から第56条の4までの規定の例によるものとする。
- 5 削除（昭和43年農経B1068号）
- 6 この定款の施行の際現に旧定款の規定によりこの連合会と会員との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に係る保険関係は、農作物共済又は蚕繭共済の共済関係に係るこの定款（農作物共済の共済関係に係るものにあつては、第3項の規定によりその例によるものとされる旧定款第10条）の規定による保険関係としてこの連合会と会員との間に引き続き存するものとみなす。
- 7 この定款の施行の際現に存する保険料及び賦課金を徴収し、又は保険料の返還若しくは払戻しを受ける権利及び保険金の支払を受け、又はその返還を受ける権利の時効については、なお従前の例による。
- 8 この連合会は、昭和38事業年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理の終了後直ち

に、旧定款第 56 条（第 4 項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を含む。）の規定により積み立てられた積立金の金額のうち同条第 1 号に掲げる保険事業の区分に係る金額を総会の議決を経て同号の保険事業の種類ごとに過去の収支の差額を基準とした配分し、農作物共済に係る保険事業にあつては当該保険事業に係るものとされた当該配分に係る金額を総会の議決を経て更に共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額をこの定款第 165 条第 1 項第 1 号の勘定に係る不足金でん補準備金として、蚕繭共済に係る保険事業及び家畜共済に係る保険事業にあつてはそれぞれ当該保険事業に係るものとされた当該配分に係る金額を同項第 2 号及び第 3 号の勘定に係る不足金でん補準備金として積み立てるものとする。

9 この連合会は、昭和 38 事業年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理の終了後直ちに、旧定款第 56 条の 2（第 4 項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を含む。）の規定により積み立てられた無事もどし積立金の金額のうち旧定款第 56 条第 1 号に掲げる保険事業の区分に係る金額を農作物共済に係るもの及び蚕繭共済に係るものごとに旧定款第 58 条第 1 項に規定する区分の方法の例により区分し、農作物共済に係る保険事業にあつては当該保険事業に係るものとされた当該区分に係る金額を総会の議決を経て共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額をこの定款第 165 条第 1 項第 1 号の勘定に係る無事もどし積立金として、蚕繭共済に係る保険事業にあつては、当該保険事業に係るものとされた当該区分に係る金額を同項第 2 号の勘定に係る無事もどし積立金として積み立てるものとする。

10 この連合会は、昭和 38 事業年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理の終了後直ちに、旧定款第 56 条の 3（第 4 項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を含む。）の規定により積み立てられた特別積立金の金額のうち旧定款第 56 条第 1 号に掲げる保険事業の区分に係る金額を総会の議決を経て同号の保険事業の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、農作物共済に係る保険事業にあつては当該保険事業に係るものとされた当該配分に係る金額を総会の議決を経て更に共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額をこの定款第 165 条第 1 項第 1 号の勘定に係る特別積立金として、蚕繭共済に係る保険事業及び家畜共済に係る保険事業にあつては、それぞれ当該保険事業に係るものとされた当該配分に係る金額を同項第 2 号又は第 3 号の勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

11 第 165 条第 1 項第 4 号の勘定に係る昭和 40 事業年度の剰余金については、第 168 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3 分の 2」とする。

【備考】

連合会が、農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和 41 年法律第 124 号）および同法に基づく命令の施行等に伴い、定款を変更する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則（昭和 42 年 2 月 6 日 42 農経 B 第 314 号）

1 この定款の変更は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 134 条の改正規定は、農林大臣の認可のあつた日から施行し、改正後の定款第 167 条第 1 項の規定は、昭和 41 年度の決算から適用するものとする。

2 この定款の変更の施行の際現に存する死廃病傷共済の共済関係に係る保険関係について

は、この定款の変更の施行の日の属する当該死廃病傷共済の共済掛金期間の満了の時（その時までには当該死廃病傷共済の共済目的たる家畜が改正後の農業災害補償法第 111 条の 5 の包括共済関係に係る家畜共済に付されたときは、当該死廃病傷共済の共済目的たる家畜については、その包括共済関係に係る共済責任の始まる時）までは、なお従前の例による。

- 3 前項の死廃病傷共済の共済関係に係る保険関係が当該死廃病傷共済の共済目的たる家畜が前項の包括共済関係に係る家畜共済に付されたことにより消滅したときは、この連合会は、そのまだ経過しない期間に対する保険料を会員に払いもどすものとする。
- 4 前項の規定により払いもどす保険料は、改正後の定款の規定により払い込むべき保険料と相殺するものとする。
- 5 この定款の変更の施行の際現に存する生産共済の共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。

附 則（昭和 43 年 4 月 43 農経 B 第 1068 号）

- 1 この定款の変更は、農林大臣の認可のあつた日から施行する。ただし、この定款第 111 条の規定は、昭和〇年〇月〇日から適用するものとし、この定款第 112 条及び第 149 条の規定は、それぞれ、この定款の変更の施行の日以後における共済掛金率の基準の設定及び共済掛金率の設定又は変更から適用するものとする。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済の共済関係及び建物共済に係る保険事業の保険関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該建物共済の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。
- 3 この定款の変更の施行の際現に変更前の規定によりこの連合会と会員又は建物共済加入者との間に存するこの定款第 3 章第 5 節に規定する建物共済に係る保険事業の保険関係又はこの定款第 4 章に規定する共済事業の共済関係以外の任意共済に係る保険事業の保険関係又は任意共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日以後も引き続き存するものとする。ただし、この連合会と当該建物共済加入者が協議して別段の定めをしたときは、この限りでない。
- 4 前項の規定によりこの連合会と会員又は建物共済加入者との間に存する更新任意共済の保険事業の保険関係又は更新任意共済の共済関係に係る財務及び会計については、なお従前の例による。
- 5 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済の共済関係に係る共済責任期間の満了の日の翌日に共済掛金の払込みを受けた場合には、この定款第 120 条の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その払込みを受けた日の午前零時から始まるものとする。

附 則（昭和 43 年 4 月 43 農経 B 第 1117 号）

この定款の変更は、農林大臣の認可のあつた日から施行する。

【備考】

連合会が、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（昭和 43 年農林省令第 28 号）の施行に伴い、定款を変更する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則（昭和 43 年 5 月 43 農経 B 第 1176 号）

- 1 この定款の変更は、農林大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 改正後の定款第 81 条第 1 項の規定は、昭和 43 事業年度（農業災害補償法（以下「法」という。）第 85 条の 6 第 1 項の共済事業を行なう市町村にあつては、昭和 43 会計年度）における連合会無事もどし（法第 132 条において準用する法第 102 条の規定による払いもどしをいう。）の請求から適用する。

【備考】

連合会が、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（昭和 43 年農林省令第 67 号）の施行に伴い、定款を変更する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則（昭和 44 年 2 月 44 農経 B 第 339 号）

- 1 この定款の変更は、農林大臣の認可のあつた日から施行する。ただし、改正後の附録第 1 は、昭和 43 事業年度の決算に係る剰余金の処分から適用する。
- 2 この定款の変更の際、現にこの連合会が改正後の定款第 175 条第 1 項各号に掲げる方法以外の方法により運用している余裕金については、この連合会は当該方法につき定められている期限までは、同条同項の規定にかかわらず、引き続き当該方法により運用することができる。

（備考）

連合会が、昭和 44 年 3 月 31 日以前にこの定款の変更を議決する場合には、総会において、次のような附帯決議をすること。

昭和 44 年 3 月 31 日以前にこの定款の変更につき農林大臣の認可があつた場合には、この項中「当該方法につき定められている期限」とあるのは「昭和 44 年 3 月 31 日（当該方法につき期限の定めがある場合には、当該期限）」とする。

【備考】

連合会が、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（昭和 44 年農林省令第 42 号）の施行に伴い、定款を変更する場合には、次の例により経過規程を設けること。

附 則（昭和 44 年 8 月 4 日 44 農経 B 第 2193 号）

この定款の変更は、農林大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則（昭和 45 年 4 月 1 日 45 農経 B 第 1029 号）

- 1 この定款の変更は、農林大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 改正後の定款第 55 条第 1 項の規定は、この定款の変更の施行の日の前日以後に到来する払込期限に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に到来した払込期限に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（昭和 46 年 12 月 25 日 46 農経 B 第 2930 号）

- 1 この定款の変更は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 77 条第 2 項、第 84 条及び第 90 条の改正に係る部分の規定は、同年 2 月 1 日から施行する。

（備考）

蚕繭共済に係る保険金額をその共済金額の 100 分の 90 に相当する金額としている場合には、「第 84 条及び

第 90 条」を削ること。

- 2 改正後の定款（以下「新定款」という。）第 77 条第 2 項の規定は、水稻及び陸稲については昭和 47 年産のものから、麦については昭和 48 年産のものから適用するものとし、昭和 46 年以前の年産の水稻及び陸稲並びに昭和 47 年以前の年産の麦については、なお改正前の定款（以下「旧定款」という。）第 77 条第 2 項の規定の例による。
- 3 新定款第 84 条及び第 90 条の規定は、昭和 47 年産の蚕繭から適用し、昭和 46 年以前の年産の蚕繭については、なお旧定款第 84 条及び第 90 条の規定の例による。

（備考）

蚕繭共済に係る保険金額をその共済金額の 100 分の 90 に相当する金額としている場合には、この項を削る等所要の手直しを行なうこと。

- 4 この定款の変更の施行前に開始し、この定款の変更の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する払込保険料については、なお従前の例による。
- 5 旧定款第 178 条第 1 項の規定により積み立てられたきよ出金払いもどし準備金は、新定款第 177 条の規定により積み立てられたきよ出金払いもどし準備金とみなす。
- 6 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和 46 年法律第 79 号）による改正前の農業共済基金法（昭和 27 年法律第 202 号）第 47 条第 1 項及び第 2 項の規定により納付された特別きよ出金は、新定款第 176 条第 1 項の規定の適用については、農業共済基金法第 46 条第 1 項の規定により納付されたきよ出金とみなす。

附 則（昭和 48 年 2 月 15 日 48 農経 B 第 212 号）

- 1 この定款の変更は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。ただし、目次を削る部分の規定、第 7 章を削る規定及び次項の規定は、果樹保険臨時措置法（昭和 42 年法律第 93 号）の失効の時から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する時に現に存する変更前の定款第 7 章の規定に基づく果樹保険の保険契約に係る保険事業に関しては、同章の規定は、同項ただし書に規定する時後も、なおその効力を有する。

附 則（昭和 48 年 4 月 18 日 48 農経 B 第 730 号）

この定款の変更は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 2 月 8 日 49 農経 B 第 201 号）

この定款の変更は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 88 条の規定は、昭和 49 年産の蚕繭から適用する。

【備考】

連合会が、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和 51 年法律第 30 号）及び同法に基づく命令の施行等に伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則（昭和 51 年 12 月 1 日 51 農経 B 第 3153 号）

- 1 この定款の変更は、昭和 52 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 81 条、第 92 条、第 95 条、第 96 条、第 100 条、第 102 条の 11、第 102 条の 13、第 110 条、第 170 条から第 173 条

まで及び付録の改正に係る部分の規定は昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 2 改正後の定款（以下「新定款」という。）第 71 条から第 75 条まで、第 77 条、第 77 条の 2 及び第 79 条の規定は、水稻及び陸稲については昭和 52 年産のものから、麦については昭和 53 年産のものから適用するものとし、昭和 51 年以前の年産の水稻及び陸稲並びに昭和 52 年以前の年産の麦については、なお改正前の定款（以下「旧定款」という。）第 71 条から第 75 条まで、第 77 条及び第 79 条の規定の例による。

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 3 新定款第 88 条の規定は、昭和 52 年産の蚕繭から適用するものとし、昭和 51 年以前の年産の蚕繭については、なお旧定款第 88 条の規定の例による。

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 4 この定款の変更の施行前に開始し、この定款の変更の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する保険金額及び保険金については、なお従前の例による。
- 5 この定款の変更の施行前の各事業年度に属する各事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、各会計年度）における各会員の無事戻金の金額は、第 81 条、第 92 条、第 102 条の 13 及び第 110 条の規定の適用については、当該各事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、当該各会計年度）の前各事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前各会計年度）において規則第 24 条各項の規定により無事戻し限度とされる額に相当する金額を無事戻ししたとすれば当該事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、当該会計年度）において当該各項の規定により無事戻しの限度とされる金額とみなす。

【備考】

連合会が、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和 53 年法律第 57 号）及び同法に基づく政省令が施行されることに伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則（昭和 54 年 2 月 24 日 54 農経 B 第 520 号）

- 1 この定款の変更は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法（昭和 48 年法律第 79 号。以下「臨時措置法」という。）の廃止の際現に存する変更前の定款（以下「旧定款」という。）第 7 章の規定による畑作物共済の保険契約及び旧定款第 8 章の規定による園芸施設共済の保険契約に係る保険事業については、なお従前の例による。
3 臨時措置法の廃止の際現に存する昭和 54 年産の農作物に係る旧定款第 7 章の規定による畑作物共済の保険契約については、前項の規定にかかわらず、当該畑作物共済の保険契約の成立の時に、変更後の定款（以下「新定款」という。）の規定による畑作物共済の保険関係が成立したものとみなして、新定款の規定を適用する。この場合において、当該畑作物共済の保険契約は、その成立の時にさかのぼって消滅するものとする。

(備考)

- 1 臨時措置法に基づく畑作物共済及び園芸施設共済に係る保険事業を行っていない連合会にあつては、第2項及び第3項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 臨時措置法に基づく園芸施設共済に係る保険事業のみを行っている連合会及び臨時措置法に基づく畑作物共済に係る保険事業を行っている連合会であつて臨時措置法の廃止の際昭和54年産の農作物に係る臨時措置法の規定による畑作物共済の保険契約が存しない連合会にあつては、第2項中「以下「臨時措置法」という。」を削り、第3項を削ること。

【備考】

連合会が、農業共済組合連合会模範定款例等の一部改正について（昭和55年5月12日付け55農経B第1289号農林水産事務次官依命通達）の施行に伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則（昭和55年5月12日55農経B第1289号）

- 1 この定款の変更は、昭和55年6月1日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する建物総合共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。ただし、建物共済加入者がその建物総合共済の共済関係に係る共済責任期間のうちまだ経過しない期間（以下（未経過共済責任期間）という。）について、地震等による災害を共済事故とする旨の申出をし、この連合会がその申出を承諾し、かつ、当該建物共済加入者が附則第5項の共済掛金の差額を払い込んだ場合においては、当該共済関係に係る未経過共済責任期間につき、改正後の定款の規定を適用する。
- 3 前項の承諾には、改正後の定款第117条の規定を準用する。
- 4 この連合会は附則第2項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る共済関係に係る共済掛金の増額をするものとする。
- 5 建物共済加入者は、この連合会が前項の規定により共済掛金の増額をしたときは、附則第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して2週間以内に当該未経過共済責任期間に対する共済掛金の差額をこの連合会に払い込まなければならない。
- 6 前項に規定する払込期限を過ぎて共済掛金の差額の払込みを受けたときは、この連合会は、あらためて附則第2項の申出があつたものとみなして取り扱うものとする。

【備考】

連合会が、農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和55年法律第31号）及び同法に基づく省令が施行されることに伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により附則を設けること。

附 則（昭和55年11月29日55農経B第3593号）

- 1 この定款の変更は、昭和55年12月1日から施行する。
- 2 改正後の定款第88条及び第91条の規定は、昭和56年産の蚕繭から適用するものとし、昭和55年以前の年産の蚕繭については、なお改正前の定款第88条及び第91条の規定の例による。

【備考】

連合会が、農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和55年法律第31号）及び同法に基づく政省令が施行されることに伴い、定款の一部を変更する場合には、次の例により附則を設けること。

附 則（昭和 56 年 3 月 3 日 56 農経 B 第 389 号）

- 1 この定款の変更は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の定款第 102 条の 3 から第 102 条の 6 まで、第 102 条の 8、第 102 条の 10 から第 102 条の 13 まで、第 168 条、第 172 条及び第 173 条の規定は、この定款の変更の施行の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお変更前の定款第 102 条の 3 から第 102 条の 6 まで、第 102 条の 8、第 102 条の 10 から第 102 条の 13 まで、第 168 条、第 172 条及び第 173 条の規定の例による。

【備考】

連合会が、農業共済組合連合会模範定款例等の一部改正について（昭和 58 年 9 月 27 日付け 58 農経 B 第 2553 号 農林水産事務次官依命通達）の施行に伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則（昭和 58 年 9 月 27 日 58 農経 B 第 2553 号）

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

附 則（昭和 60 年 11 月 1 日 60 農経 B 第 3335 号）

- 1 この定款の変更は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 102 条の 5 の改正規定は、同年 2 月 1 日から施行する。

（備考）

第 102 条の 5 の規定を改正しない場合は、ただし書を削除すること。

- 2 変更後の第 96 条の規定は、この定款の変更の施行の日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 102 条の 29 の規定は、この定款の変更の施行の日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。

附 則（昭和 63 年 3 月 17 日 63 農経 B 第 506 号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

【備考】

連合会が、農業共済組合連合会模範定款例等の一部改正について（平成元年 10 月 3 日付け元農経 B 第 2685 号 農林水産事務次官依命通達）の施行に伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則（平成元年 10 月 3 日元農経 B 第 2685 号）

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済の共済関係については、この定款の変更の

施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

【備考】

連合会が、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成5年法律第35号）及び同法に基づく政省令が施行されることに伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則（平成5年7月30日5農経B第1968号）

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成6年産の水稻、陸稲及び麦から適用するものとし、平成5年以前の年産の当該農作物については、なお従前の例による。

【備考】

連合会が、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成5年法律第35号）及び同法に基づく政省令が施行されることに伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則（平成5年10月8日5農経B第2376号）

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 蚕繭共済に係る変更後の定款の規定は、平成6年産の蚕繭から適用するものとし、平成5年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。
- 3 果樹共済に係る変更後の定款の規定は、平成6年2月1日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお従前の例による。
- 4 畑作物共済に係る変更後の定款の規定は、次項の規定が適用される場合を除き、平成5年11月1日以後に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る農作物から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る当該農作物については、なお従前の例による。
- 5 畑作物共済に係る変更後の定款の規定は、さとうきびについては平成7年産のものから適用するものとし、平成6年以前の年産のものについては、なお従前の例による。
- 6 園芸施設共済に係る変更後の定款の規定は、平成6年4月1日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。

附 則（平成6年1月11日5農経B第3528号）

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成11年2月3日11農経B第192号）

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

【備考】

連合会が、農業共済組合連合会定款例等の一部改正について（平成6年4月18日付け6農経B第1198号農林水

産事務次官依命通達)の施行に伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則 (平成 6 年 4 月 18 日 6 農経 B 第 1198 号)

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成 6 年 12 月 1 日以後に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る農作物から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る当該農作物については、なお従前の例による。

【備考】

連合会が、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 69 号)並びに同法に基づく政省令が施行されることに伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則 (平成 12 年 6 月 12 日 12 農経 B 第 1231 号)

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 1 この定款の変更は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の第 72 条、第 77 条及び第 80 条の規定は、水稻及び陸稲については平成 12 年産のものから、麦については平成 13 年産のものから適用するものとし、平成 11 年以前の年産の水稻及び陸稲並びに平成 12 年以前の年産の麦については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 95 条の規定は、平成 12 年 4 月 1 日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。
- 4 変更後の第 102 条の 19、第 102 条の 20 及び第 102 条の 25 の規定は、平成 13 年産の蚕繭から適用するものとし、平成 12 年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。

(備考)

12 年産の蚕繭に関して、保険金額等を従前の例によらず規定する必要がある連合会にあつては、この項にただし書で規定すること。

- 5 変更後の第 102 条の 29 及び第 102 条の 33 の規定は、平成 12 年 4 月 1 日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。
- 6 変更後の第 55 条の規定は、平成 12 年 4 月 1 日以後に納付され、又は納入される延滞金について適用する。

【備考】

連合会が、中央省庁等改革に伴う農林水産経済局関係通知の整備について(平成 13 年 1 月 5 日付け 12 農経 A 第 1768 号農林水産事務次官依命通知)の施行に伴い、定款の一部を改正する場合には、次の例により附則を設けること。

附 則 (平成 13 年 1 月 5 日 12 農経 A 第 1768 号)

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の第 126 条の規定は、〇〇事業年度から適用し、〇事業年度以前については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日 13 経営第 7020 号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日 14 経営第 1907 号）

この定款の変更は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 1 月 9 日 15 経営第 5367 号）

- 1 この定款の変更は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の農作物共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 3 変更後の家畜共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する家畜共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 4 変更後の収穫共済に係る規定は、平成 17 年産（農業災害補償法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 91 号）による改正後の法第 84 条第 1 項第 4 号の政令で指定する果樹のうち規則で定めるもの（以下「なつみかん等」という。）にあつては、平成 18 年産）の果樹に係る収穫共済の共済関係から適用し、平成 16 年（なつみかん等にあつては、平成 17 年）以前の年産の果樹に係る収穫共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 5 変更後の畑作物共済に係る規定は、平成 16 年産（ばれいしょ、さとうきび、茶及び蚕繭（以下「ばれいしょ等」という。）にあつては、平成 17 年産）から適用し、平成 15 年（ばれいしょ等にあつては、平成 16 年）以前の年産の農作物及び平成 16 年以前の年産の蚕繭に係る畑作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 6 変更後の園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。
- 7 変更後の任意共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する任意共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する任意共済については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 9 日 29 経営第 3010 号）

（適用期日）

第 1 条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日又は平成 30 年 4 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。

（共済関係に関する経過措置）

第 2 条 変更後の農作物共済に係る規定は、平成 31 年産の農作物の共済関係から適用するものとし、平成 30 年産以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

- 2 変更後の家畜共済に係る規定は、平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任が始まる死亡廃用共済

及び疾病傷害共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係については、平成 30 年 12 月 31 日の属する共済掛金期間の満了の時（その時までには当該共済関係に係る共済目的たる家畜が死亡廃用共済又は疾病傷害共済に付されたときは、当該家畜については、その共済責任が始まる時）までは、なお従前の例による。

- 3 変更後の果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る規定は、平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任期間が開始するこれらの共済事業の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始するこれらの共済事業の共済関係については、なお従前の例による。

（役員に関する経過措置）

第 3 条 変更後の第 30 条第 2 項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

（経理に関する経過措置）

第 4 条 変更後の第 46 条及び第 53 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度に係る経理については、なお従前の例による。

第 5 条 変更後の第 49 条の規定は、平成 34 事業年度に係る不足金填補準備金の積立てから適用することとし、平成 31 事業年度から平成 33 事業年度に係る不足金填補準備金については、変更後の第 46 条第 1 号に掲げる勘定にあつては共済目的の種類ごと、同条第 2 号及び第 5 号から第 7 号までに掲げる勘定にあつては当該勘定ごと、同条第 3 号に掲げる勘定にあつては農業災害補償法施行規則（昭和 22 年農林省令第 95 号。以下「旧規則」という。）第 19 条第 5 項第 1 号に規定する果樹共済再保険区分ごと、変更後の第 46 条第 4 号に掲げる勘定にあつては旧規則第 19 条第 5 項第 2 号に規定する畑作物共済再保険区分ごとに、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金の額の 2 分の 1 に相当する金額を積み立てるものとする。

- 2 平成 30 事業年度に係る不足金填補準備金の積立てについては、なお従前の例による。

第 6 条 変更後の第 50 条の規定は、平成 34 年事業年度に係る不足金填補準備金の保険金支払への充当から適用し、同事業年度前の事業年度に係る不足金填補準備金の保険金支払への充当については、なお従前の例による。

第 7 条 変更後の第 51 条及び第 52 条の規定は、平成 34 事業年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しから適用し、同事業年度前の事業年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しについては、旧定款第 51 条第 7 項に係るものを除き、なお従前の例による。

附 則（例）〔令和 2 年 7 月 17 日 2 経営第 791 号〕

この規程の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日又は令和 2 年 9 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（例）〔令和 7 年 5 月 9 日 7 経営第 395 号〕

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日の前日までの間における改正後の〇〇県（都道府）農業共済組合連合会役員選挙規程第 1 条第 4 号及び〇〇県（都道府）農業共済組合連合会役員選任規程第 5 条第 4 号の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮（こ）」とする。